河川における許認可の申請手続で押印が不要になり 電子メールでの申請ができるようになりました。

○ 河川に関する許認可などの手続のうち、押印などが不要となるもの(抜粋)

こんなときは	押印などが不要となった様式	河川法
(1) 河川の流水を占用したいとき	許可申請書 (乙の1)	第23条
(2) 河川の流水の占用の登録をしたいとき	登録申請書(乙の1の2)	第23条の2
(1) 河川区域内の土地を占用したいとき	許可申請書(乙の2)	- 第24条
(2) 上記の占用が終了したとき	河川占用廃止届	
(3) 河川区域内において、工作物を新築、改築、除却したいとき	許可申請書(乙の4)	第26条
(4) 河川区域内の土地において、土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状を変更したいとき、または竹木の植栽若しくは伐採をしたいとき	許可申請書(乙の5)	第27条
(5) 河川区域において、上記許可後に工事着手したいとき	着手届	- 第26条外
(6) 河川区域において、上記許可に関する工事が完了したとき	完了届	
(7) 河川保全区域において工作物の新築、改築、土地の掘削、盛土、切土 その他土地の形状を変更したいとき	許可申請書(乙の4)(乙の5)	第55条
(8) 許可に基づく地位の承継手続をしたいとき	地位承継届	第33条
(9) 許可に基づく権利の譲渡をしたいとき	権利譲渡承認申請書	第34条
(10) 住所、氏名、所在地、名称を変更したいとき	住所変更届	-
(11)河川区域を一時的に使用したいとき	河川一時使用届	-

[※]その他、上記以外で押印などが不要となるものは申請窓口にお問い合わせください。

○ 上記の申請書類は、電子メールでの提出ができるようになりました。

該当となる区間及び提出先窓口	電子メールアドレス	電話番号
鈴鹿川 河口〜28.5kp(亀山市関町新所付近) 安楽川 鈴鹿川合流点〜1.9kp(亀山市田村町付近) 鈴鹿川派川 河口〜鈴鹿川分派点 内部川 鈴鹿川合流点〜6.8kp(四日市市北小松町)	cbr-suzukagawa@mlit.go.jp	059-345-5593
雲出川 河口~16.2kp(津市一志町高野、一志町大仰付近) 中村川 雲出川合流点~5.1kp(松阪市嬉野井上町、嬉野島田町付近) 波瀬川 雲出川合流点~4.7kp(津市一志町井堰付近) 雲出古川 河口~雲出川分派点	cbr-kumozugawa@mlit.go,jp	059-255-2770
櫛田川 河口~18.9kp(松阪市御麻生薗町、多気町牧付近) 佐奈川 櫛田川合流点~5.4kp(多気町仁田、五桂付近) 祓川 櫛田川分派点~0.1kp(松阪市法田町、多気町朝長付近)	<u>cbr-kushida@mlit.go.jp</u>	0598-28-2265
宮川 河口〜11.6kp(玉城町岩出、伊勢市佐八町) 五十鈴川 河口〜3.2kp(伊勢市二見町、一色町付近) 宮川出張所 勢田川 五十鈴川合流点〜6.1kp(伊勢市勢田町、岡本2丁目付近) 大湊川 宮川分派点〜五十鈴川合流点	<u>cbr-mie-mivagawa@mlit.go.jp</u>	0596–25–1018

- ・各種様式は、提出先窓口より提供いたします。
- ・添付書類などでデータ容量が大きい場合、電子メールでのご提出をお受けできない場合があります。 ・一部手続は、押印の省略(及び電子メールでの提出)ができません。詳細は提出窓口もしくは下記にお問い合わせください。 ・申請の内容によっては、出張所へお越しいただき内容説明等をお願いする場合がありますのでご了承下さい。

問い合わせ先

〒514-8502 三重県津市広明町297番 三重河川国道事務所 河川占用調整課

TEL: 059-229-2218 E-Mail : cbr-ir-mika5@mlit.go.jp

